

一般社団法人日本循環器学会 関東甲信越支部 学術委員会内規

(設置)

第1条 関東甲信越支部運営内規第13条に基づき、本支部に一般社団法人日本循環器学会関東甲信越支部学術委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、日本循環器学会関東甲信越支部の学術活動を支援することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以って組織する。

(委員)

第4条 委員長は役員とし、役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

2. 委員は、委員長が指名し支部長が委嘱する。

3. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が召集し、議長となる。

2. 本委員会の審議事項は、役員会に報告し、承認を得なければならない。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

1) 地方会の学術面の向上について検討・協議し、役員会および会長に上申する。

2) その他学術活動に対する支援に必要な業務

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に役員会に諮らなければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を役員会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、令和元年9月28日より施行する。

令和2年9月5日一部改訂